

令和２年度 第１回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

令和２年７月２２日（水）午前１０時～

教育委員会 ２階 会議室

次 第

- １ 辞令交付
- ２ 新委員挨拶
- ３ 会長挨拶
- ４ 各委員自己紹介
- ５ 事務局紹介
- ６ 諮問
- ７ 議題
 - （１）市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について
 - ①通学区域の見直しに関する方針の「目的」と「活用方法」
 - ②適正な通学区域 ～見直しの視点等～【素案】
 - ③通学区域見直しの流れ【素案】
 - ④宮田小学校 建替えに関する基本構想等の策定スケジュール
 - ⑤宮田小学校の通学区域の見直し（第一次答申）までの流れ
 - （２）令和２年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況【報告】
 - （３）平成３１年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況【報告】
 - （４）指定学校変更申請について
- ８ その他

目 次

○市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会 委員名簿	・・・ 1
-------------------------------------	-------

《議題（１） 資料》

○市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について	・ 2
①通学区域の見直しに関する方針の「目的」と「活用方法」	・・・ 3
②適正な通学区域 ～見直しの視点～【素案】	・・・ 4
③通学区域見直しの流れ【素案】	・・・ 5
④宮田小学校 建替えに関する基本構想等の策定スケジュール	・・・ 6
⑤宮田小学校の通学区域の見直し（第一次答申）までの流れ	・・・ 7

《議題（２） 資料》

○令和２年度新入学の指定学校変更について	・・・ 8
・ 令和２年度新入学指定学校変更の制限校（小学校）（中学校）	・・・ 9
・ 指定学校変更許可件数	・・・ 10
・ 令和元年度新入学指定学校変更【小学校】	・・・ 11
・ 令和元年度新入学指定学校変更【中学校】	・・・ 12
・ 指定学校変更許可基準表	・・・ 13
・ 令和２年度新入学児童生徒指定学校変更理由表	・・・ 14
・ 平成３１年度新入学区域外就学について	・・・ 15

《議題（３） 資料》

○平成３１年度在学年児童生徒について	
・ 平成３１年度在学年児童に係る指定校変更及び区域外就学申請件数【小学校】	・・・ 16
・ 平成３１年度在学年生徒に係る指定校変更及び区域外就学申請件数【中学校】	・・・ 17
・ 平成３１年度在学年児童生徒指定学校変更理由表	・・・ 18
・ 平成３１年度在学年児童生徒区域外就学申請理由表	・・・ 19

《条例・規則》

○市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会 条例	
○市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会 規則	

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員名簿

(任期：令和元年7月4日～令和3年7月3日)

区 分		氏名	所属・役職名
第1号委員	議会の推薦した議員	あきの 浅野 さち	市川市議会議員
		いしはら 石原 たかゆき	市川市議会議員
第2号委員	学識経験のある者	なかじま さだゆき 中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
		おのうえ えつこ 尾上 悦子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長
		すぎたに ひろみち 杉谷 裕通	市川市PTA連絡協議会 副会長
		たなか まりこ 田中 真理子	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
		たかなし としお 高梨 紀雄	市川市自治会連合協議会 常任理事
		たかはし だいさく 高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 理事
第3号委員	市川市立の小学校、中学校又は義務教育学校の校長	おおつか よしえ 大塚 美江	市川市立平田小学校 校長
		ふじい よしやす 藤井 義康	市川市立塩浜学園 校長
第4号委員	市長部局の職員	よねさき かつのり 米崎 勝則	道路交通部 次長
		すずき まさふみ 鈴木 政文	街づくり部 都市計画課 課長

■通学区の意義

保護者の就学義務を円滑に履行させるため、教育委員会は、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされている。（学校教育法施行令第5条）
また、学校の指定に関しては、その指定が恣意的に行われたり、いたずらに不公平感を与えたりすることがないよう学校ごとに通学区を設定しているケースが多く、本市でも各学校の適正な規模と教育水準の維持向上を図るとともに、学校と地域が一体となって子どもたちを育む体制を整えるため、通学区を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定している。

■通学区に関連する市の方針と課題

＜通学区に関連する主な方針＞

《適正規模・適正配置に関する方針》

■小・中学校の連続性の確保

学びと育ちの連続した環境づくりと規模による課題を最小化し、主体的・対話的で深い学びの実現と専任の教務主任の確保や教職員の十分な育成を図る。

《義務教育学校の設置に関する方針》

■小中一貫・連携教育の推進

「学び」と「育ち」の連続性を大切に、小中一貫・連携教育を進めるため、義務教育学校の設置を推進する。

《コミュニティ・スクールの設置に関する方針》

■地域と連携・協働した教育の推進

地域・保護者の声を学校運営に生かし、地域と一体となつて特色ある学校づくりを進めるため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を進める。

＜通学区の現状と課題＞

○学校規模の差

地域的な児童生徒数の偏在によって、学校規模に差が生じている。教育条件への影響が懸念される。

○複数の中学校に分離された小学校の通学区

多くの地域で、中学校区とその学区を構成する小学校の通学区の一部が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学しており、学びと育ちの連続した環境づくりの弊害となっている。

○地域コミュニティが分断された通学区

現状の通学区は、自治会などを基盤とした地域コミュニティを分断しているところがあり、地域とともにある学校づくりや地域コミュニティの形成などに支障をきたすことが懸念される。

○通学区の危険性

東京外郭環状道路や都市計画道路をはじめとした幅員が広い道路整備による交通量の増加など、児童・生徒の登校時の環境が大きく変化しており、道路の横断などによる危険性が高まっている。

解決策

【通学区の見直し】

- ◆校舎の建替えを行う際を中心に、通学区の安全性等や自治会等の区分に留意しつつ、小・中学校の一致を目的として通学区の見直しを検討する。

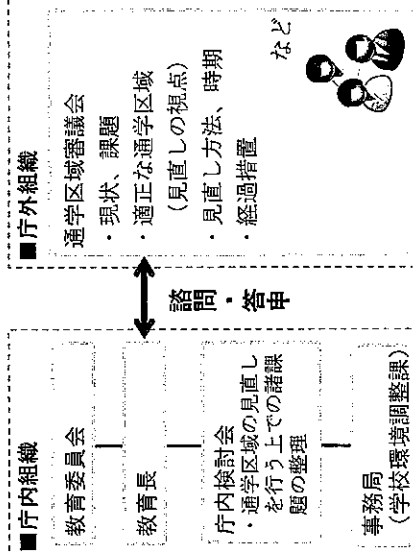
【指定校変更制度の見直し】

- ◆通学区の弾力運用として、設けている指定校変更制度については、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と、適正配置の方策の効果を担保するために、指定校制度変更制度の在り方について見直しを進める。

■通学区の見直し方針の策定

各学校の通学区の見直しを具体的に進める指針となる「通学区の見直し方針（市全体）」について、令和3年度中の策定を目指す。

＜検討体制＞



■通学区の見直し方針

【方針の構成】

○現状・課題

通学区の現状と課題を整理する。

○適正な通学区（見直しの視点等）

見直しを行う上での視点を整理する。

○見直しの進め方

見直し手法、見直し手続き、経過措置（指定校変更制度）などを整理する。

○通学区の再編案

通学区を示したマップを作成する。（これを基に各学校の調整を行う）

例）
・学校規模の差
・通学区の危険性
・小中学校区の不一致
・地域の分断

例）
・学校規模の正
・通学区の安全性確保
・小中学校の連続性
・地域のつながり

見直し手法 …各学校で見直しを行う際のながれを整理する。
見直し体制 …各学校で見直しを行う際の体制や手続きを整理する。
見直し時期 …通学区を見直す時期を整理する。
経過措置 …指定校変更制度の在り方を整理する。

通学区域の見直しに関する方針は、各学校の通学区域を見直す際の指針となるものです。
見直しにあたっては、この方針を基に、学校運営協議会など地域と調整しながら、通学区域を決定していきます。

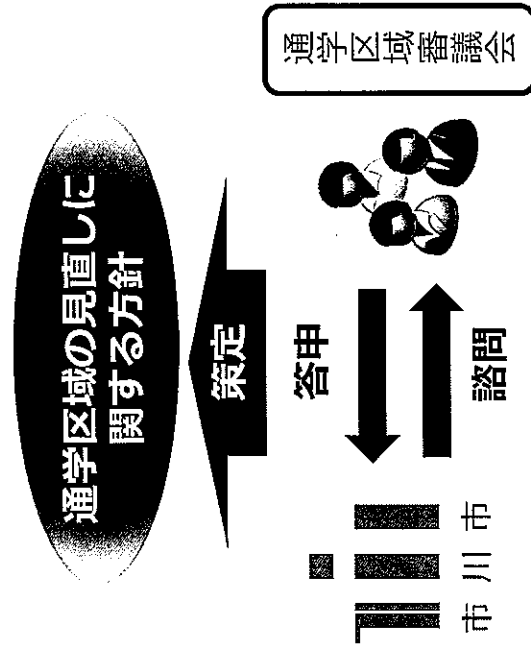
目的

市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針では、小・中学校の連続性を確保するため、通学区域の見直しを検討することとしている。

一方、見直しにあたっての重視すべき視点や見直しの流れなどが明確となっていないことから、どのように小・中学校の連続性を確保するのか、具体的な見直し手法が定まっていない。

そこで、適正な通学区域とするための見直しの視点や見直しの流れなどを整理した上で、市全体として統一的な見直し手法を定めることで、各学校の見直しを行うにあたっての指針として活用していく。

<見直し方針策定の流れ>



見直し方針について、審議会へ諮問・答申を行い、策定する。

活用方法

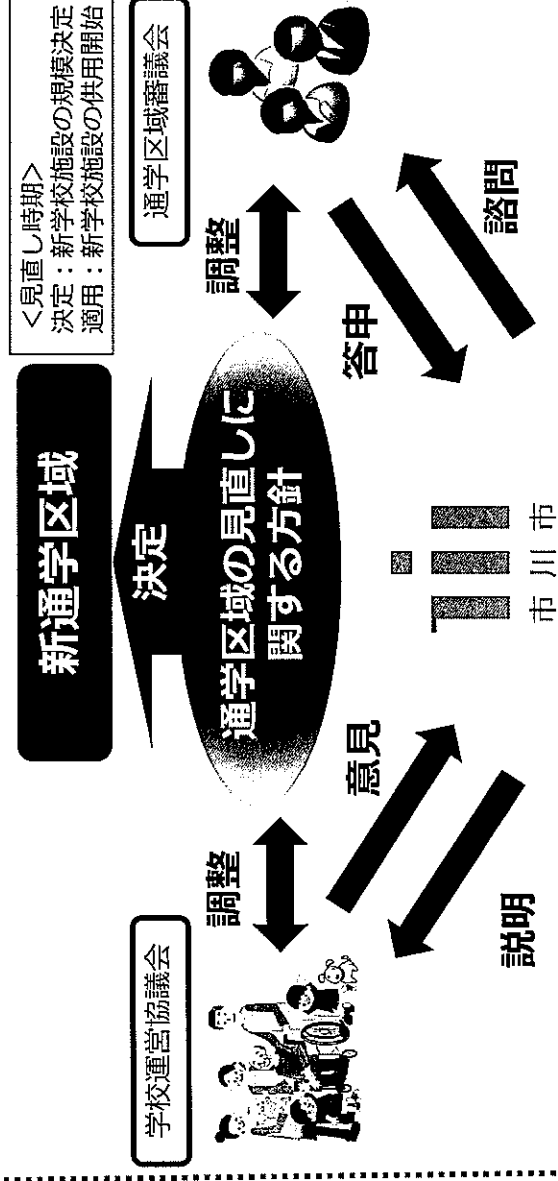
通学区域の見直しは、児童・生徒の学校生活や地域活動などへ影響を与えることが予測される。

地域によって、環境や習慣など、様々な条件が異なることから、地域の実情に即した見直しが求められている。

また、見直しが、児童・生徒の充実した学校生活の実現と地域の活性化に繋がるよう、保護者や地域住民と十分協議しながら、見直しを行うことが求められている。

そこで、学校施設を建替える際に、通学区域の見直しを行う場合は、この方針を基に、学校運営協議会など地域と調整しながら、通学区域を決定していく。

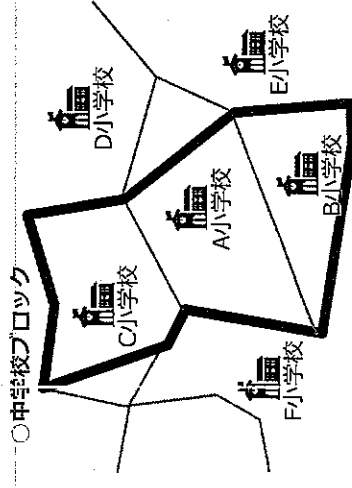
<見直しに伴う各学校の通学区域決定の流れ>



方針に定めた再編案を基に学校運営協議会と調整する。調整を踏まえた見直し案を審議会へ諮問・答申を行い、新通学区域を決定する。

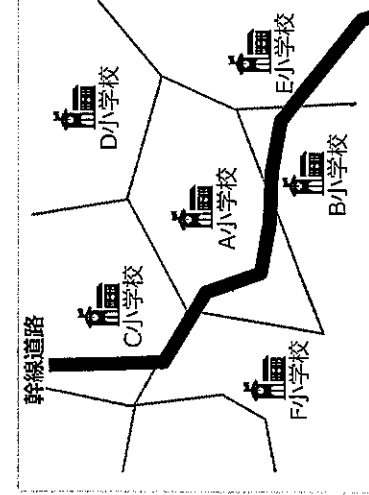
■ 通学区の現状と主な課題

<小中学校区の分断>



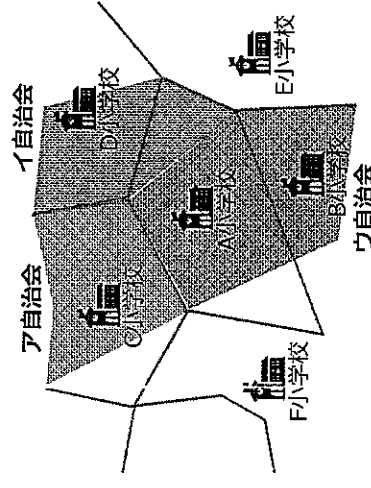
多くの地域で、中学校区とその学区を構成する小学校の通学区の一部が一致していない。

<通学路の危険性>



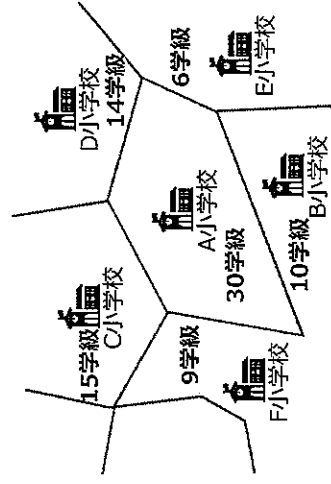
幅員が広い道路整備による交通量の増加など、児童・生徒の登校時の環境が大きく変化している。

<地域の分断>



自治会などを基盤とした地域コミュニティを分断しているところがある。

<学校規模の差>



地域的な児童生徒数の偏在によって、特定の学校が小規模化や大規模化し、学校規模に差が生じてきている。

適正な通学区（見直しの視点等）

通学区の現状、課題等を踏まえ、通学区の見直しを進める上での、「視点（優先すべき価値）」と「留意事項」を以下のとおり提案します。

視点1 小中学校の連続性

一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないよう小・中学校の通学区を一致させる。

視点2 通学路の安全性

交通量の多い幹線道路に安全対策がなされていない場合などは、可能な限り、幹線道路による通学区の分断を避ける。

視点3 地域のつながり

見直しによって自治会を分断しないよう通学区を編成する。

視点4 学校規模の是正

小規模校の是正を行うなど、可能な限り、規模の適正化を図る。

留意事項 通学路の距離

小学校では4 km以内、中学校では6 km以内となるよう通学距離に留意する。

■ 通学区設定の基本的な考え方

本市の通学区は、学校の設置とともに学校規模と地域状況を勘案し、編成されてきた。

設置年	小学校	中学校
明治	市川小、中山小、 八幡小、国分小、 大柏小、行徳小、 信篤小、南行徳小	
昭和一桁	真間小	
昭和20年代	宮田小、富貴島小 他3校	第一中、第二中、 第三中、第四中、 第五中
昭和30年代	鬼高小、菅野小 他1校	第六中、第七中
昭和40年代	鶴指小、宮久保小 他5校	第八中
昭和50年代	新浜小、百合台小 他10校	下貝塚中、高谷中 他3校
昭和60年代	福栄小	南行徳中、妙典中
平成	妙典小、 塩浜学園（義務教育学校）	

以上のように、本市では、初めに基礎となる小学校8校を設置し、昭和20年代に中学校5校を設置した。その後、人口増加に対応するため、小中学校を順次設置してきた経緯がある。

通学区の見直しの流れ

通学区設定の基本的な考え方を踏まえ、通学区の見直しの流れを以下のとおり提案します。

① 視点1 小中学校の連続性

中学校ブロックを基本とし、中学校の通学区を基礎となる小学校の通学区に合わせる。
義務教育学校の検討が行われている東国分中学校ブロックは、東国分中学校の通学区をその対象となっている小学校の通学区に合わせる。

② 視点2 通学路の安全性

安全対策がなされていない幹線道路などが通学区を分断している場合は、通学路の距離に留意しながら、幹線道路を通学区の境界とする。

③ 視点3 地域のつながり

視点4 学校規模の是正

隣接する学校が大規模校（19学級を超える学校）と過小規模校（小学校6学級、中学校9学級以下）となる場合は、規模の是正を目的に自治会単位で通学区を編成する。

宮田小学校の通学区域を見直す場合の流れ

審議資料 5

① 諮問（見直し方針）



市

通学区域審議会

（議員、学識経験者、学校関係者等）

② 再編案提示



⑤ 第一次答申

③ 再編案
提示



④ 意見



学校運営協議会

（見直しの影響がある学校）

宮田小学校については、現在、建替えに関する基本構想・基本計画を策定しており、12月までに通学区域を決定する必要がある。そこで、宮田小学校の通学区域を見直す場合は、左記の手順で新通学区域を決定する。

<スケジュール（案）>

（12月）

通学区域審議会

（見直し案提示、第一次答申）

学校施設の建替え

（8月）通学区域審議会
（宮田小再編案提示）

（10月）

（7月22日）通学区域審議会

（諮問、見直しの視点・流れ）

（9～10月）学校運営協議会

（再編案へ意見聴取）

（11月）定例教育委員会

（議決）

宮田小の通学区域決定

令和2年度新入学 及び 平成31年度在学年
児童生徒の指定学校変更について

義務教育課

1 令和2年度新入学 児童生徒指定学校変更状況（学区審で承認を得たもの）

○制限校（教室不足）

- ・小学校8校… 八幡小学校、宮田小学校、富貴島小学校、鬼高小学校、行徳小学校、信篤小学校、
富美浜小学校、妙典小学校
- ・中学校8校… 第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第六中学校、第七中学校、
福栄中学校、妙典中学校

※兄か姉が在籍する場合に限り変更可能な制限校（教室が全くないため）

- ・小学校2校… 市川小学校、新浜小学校

※兄か姉が在籍する場合、または指定学校より近い場合変更可能な制限校

- ・小学校1校… 大和田小学校

○指定学校の変更 ※令和2年度新入学の抽選は、第三中学校（抽選対象者58名内43名承認）

- ・小学校…447名（約12.3% / 市内全入学数3,626名）

【主な理由】

※10番：兄弟一緒にの学校に就学させたい… 187件（41.8% / 447名）

※9番：希望する学校が指定された学校よりも近い… 114件（25.5% / 447名）

※8番：幼稚園・保育園等の友人関係を理由とする… 95件（21.3% / 447名）

- ・中学校…512名（約15.9% / 市内全入学数3,225名）

【主な理由】

※8番：小学校学校の友人関係を理由とする… 237件（46.3% / 512名）

※9番：希望する学校が指定された学校よりも近い… 143件（28.0% / 512名）

※11番：希望校の受入れ体制が整い、安全な通学が可能… 58件（11.3% / 512名）

2 平成31年度在学年 児童生徒の指定学校変更状況（答申に基づいて承認）

- ・小学校…357件（約1.6% / 21,644人）

【主な理由】

※5番：転居等に伴い従前の学校を希望… 291件（81.5% / 363件）

- ・中学校…98件（約1.1% / 9,309人）

【主な理由】

※5番：転居等に伴い従前の学校を希望… 75件（76.5% / 98件）

3 平成31年度在学年 児童生徒の区域外就学の状況（答申に基づいて承認）

- ・小学校…70件（約0.3% / 21,644人）

【主な理由】

※5番：転居等に伴い従前の学校を希望… 51件（72.8% / 70件）

※6番：事前に転入予定の学校を希望… 11件（15.7% / 70件）

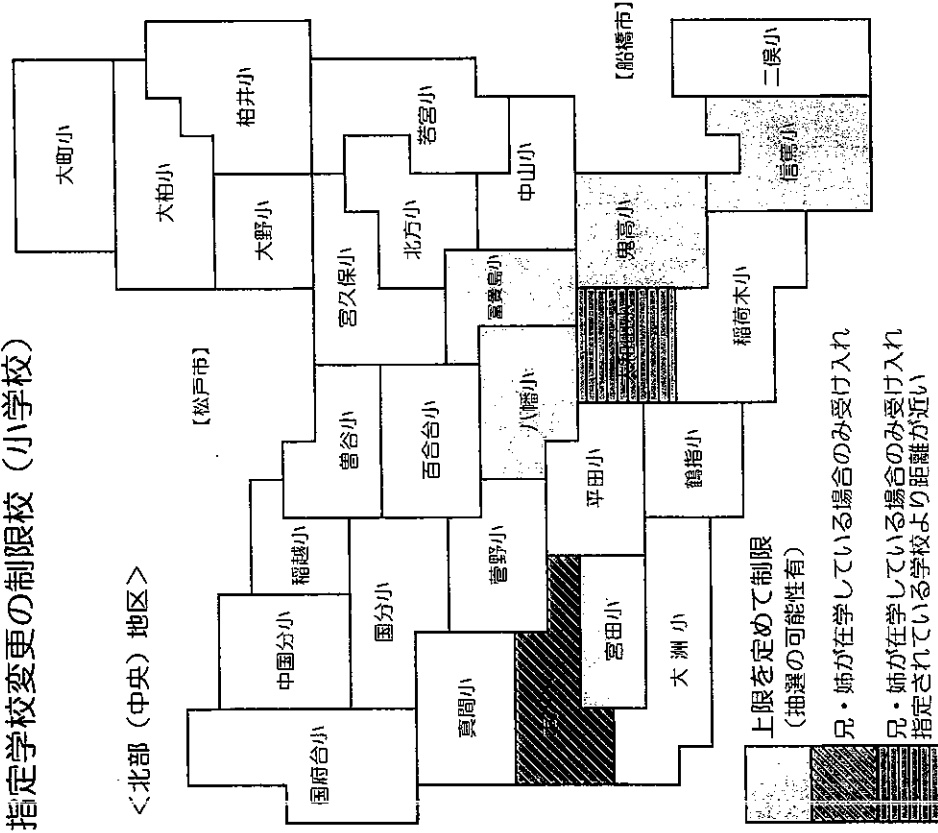
- ・中学校…56件（約0.5% / 9,309人）

【主な理由】

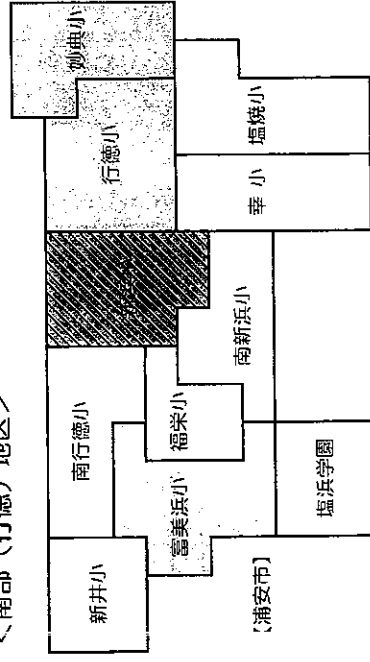
※5番：転居等に伴い従前の学校を希望… 20件（35.7% / 56件）

※12番：国立国府台病院の院内学級を希望… 34件（60.7% / 56件）

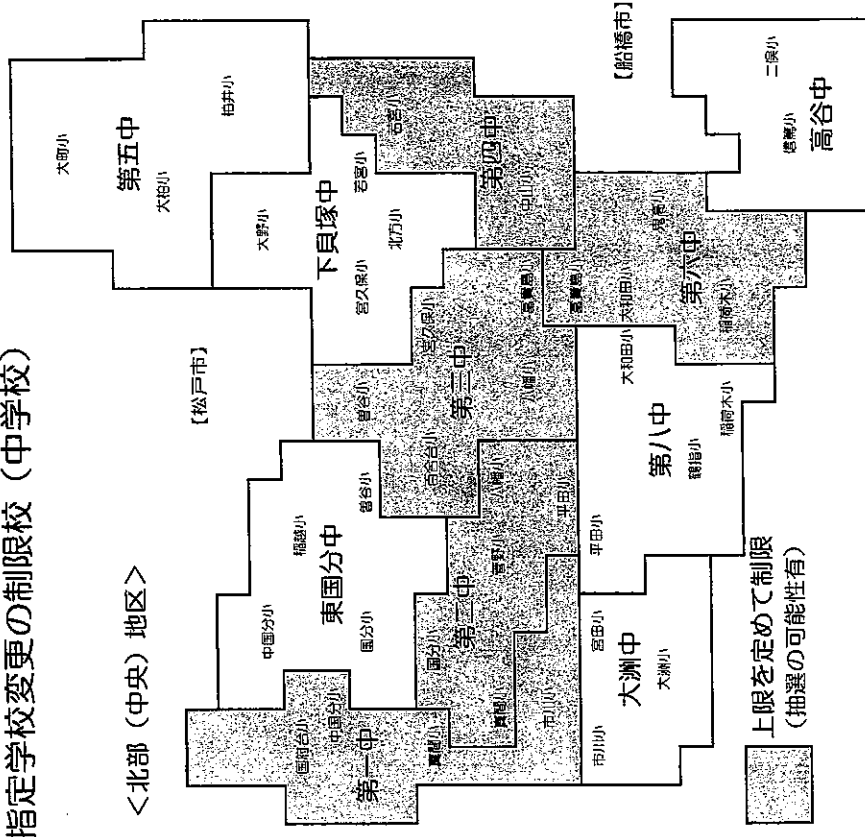
指定学校変更の制限校（小学校）



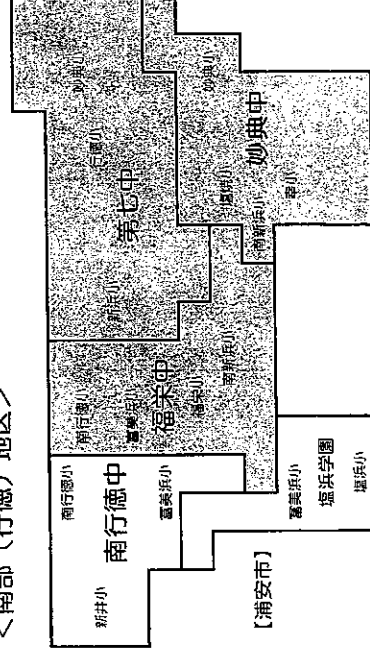
＜南部（行徳）地区＞



指定学校変更の制限校（中学校）



＜南部（行徳）地区＞



指定学校変更許可件数

1. 指定学校変更許可件数

R2. 5. 1現在

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
事由												
小学校	学区審で承認を得たもの	443	472	458	485	477	531	430	418	394	420	447
	答申に基づいて承認	331	329	361	343	466	474	327	346	363	357	
	合 計	774	801	819	828	943	1005	757	764	757	777	447
中学校	学区審で承認を得たもの	566	496	546	554	533	587	511	532	522	537	512
	答申に基づいて承認	113	107	119	102	135	172	37	96	115	98	
	合 計	679	603	665	656	668	759	548	628	637	635	512

2. 区域外就学許可件数

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
事由												
小学校	学区審で承認を得たもの	3	6	3	8	3	8	2	0	0	0	0
	答申に基づいて承認	72	87	90	89	89	89	37	71	55	70	
	合 計	75	93	93	97	92	97	39	71	55	70	0
中学校	学区審で承認を得たもの	3	2	2	2	5	2	0	1	1	0	0
	答申に基づいて承認	69	63	63	59	48	59	41	60	46	54	
	合 計	72	65	65	61	53	61	41	61	47	54	0

指定校変更【小学校】

[illegible]

指定校変更【中学校】

指定校名	51 第一中学校	52 第二中学校	53 第三中学校	54 第四中学校	55 第五中学校	56 第六中学校	57 第七中学校	58 第八中学校	59 下貝塚中学校	60 高谷中学校	61 稲葉中学校	62 萬國分中学校	63 大洲中学校	64 塩浜中学校	65 南行徳中学校	66 妙典中学校	合計 D	否認 予定 E	約数 F (D-E)
入学希望校	29	4	2	2	1	1	4	1	38	16	2	15	10	13	1	1	29		29
51 第一中学校																	60		60
52 第二中学校																	60		60
53 第三中学校																	19		19
54 第四中学校																	5		5
55 第五中学校																	54		54
56 第六中学校																	26		26
57 第七中学校																	37		37
58 第八中学校																	17		17
59 下貝塚中学校																	1		1
60 高谷中学校																	55		55
61 稲葉中学校																	10		10
62 東国分中学校																	9		9
63 大洲中学校																	40		40
64 塩浜中学校																	43		43
65 南行徳中学校																	47		47
66 妙典中学校																	604		604
99 私立学校等																	1,116		1,116
合計 A	100	80	102	36	34	58	97	59	91	70	52	56	90	43	103	45			
否認予定 B																			
約数 C (A-B)	100	80	102	36	34	58	97	59	91	70	52	56	90	43	103	45	1,116		
入学希望者約数 F	29	60	60	19	5	54	26	37	17	1	55	10	9	40	43	47	604		
純増数 (F-C)	-71	-20	-42	-17	-29	-4	-71	-22	-74	-69	3	-46	-81	-3	-60	2	0	→純増△は私学分	

指定学校変更許可基準

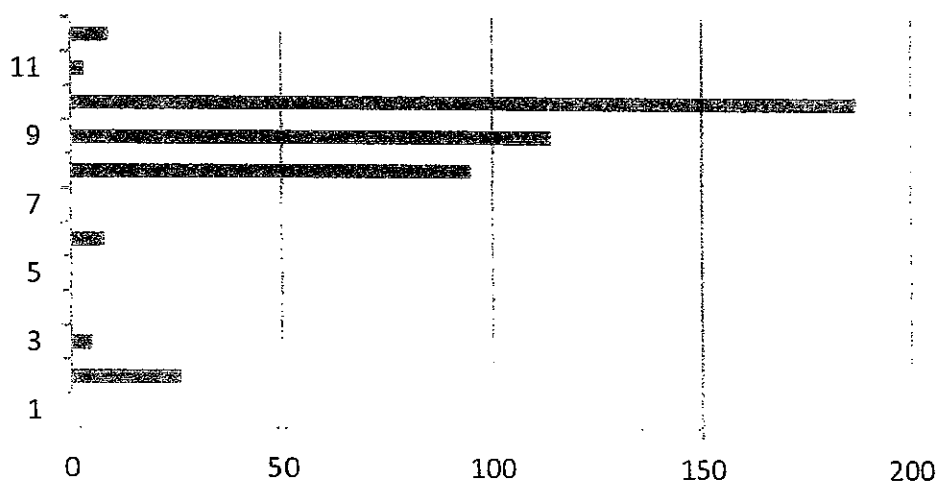
事由	期間	添付書類等
1. 心身の障がい又は疾病によるため	事由解消まで ※通常は1年	医師の診断書など
2. 事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で 小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル 以内からの通学に限る	事由解消まで	通学路を明記
3. 両親の就労等により、児童の監護、養育に欠けるため	3年以内 ただし、協議のうえ再 申請も可	就労証明書 預かり書
4. 学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5. 転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校 は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内か らの通学の場合 ②上記①のうち、児童生徒数に関連し他の通学区域から の入学を制限している学校を希望する場合 ③上記①以外の場合	①の場合は卒業まで ②の場合は年度末まで ③の場合は学期末又は 年度末まで ただし、協議のうえ再 申請も可	適宜
6. 住居の新築・増改築により一時的に学区外に転居するた め、又は新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、売買契 約書、仮住まいを証 明するもの等
7. 在学校の学校行事等に参加したいため	事由解消まで 学期末まで	適宜
8. 友人関係等の理由によるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で 小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル 以内からの通学に限る	卒業まで	適宜
9. 希望する学校が指定された学校より近い場合	卒業まで	適宜
10. 兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
11. 希望校の受け入れ体制が整い、且つ安全な通学が可能な 学校を希望するため	卒業まで	適宜
12. その他	事由解消まで	適宜

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校等の受け入れが伴わない場合、指定学校変更が認められないこ
ともあります。
2. 児童生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
3. 上記添付書類等のほか、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことも
あります。
4. この基準は平成24年12月6日より適用する。
5. 塩浜学園については、小・中学校とも、指定学校の変更範囲を緩和し、行徳支所管内（江戸川放水路
まで）からの通学も可能となります。（通学距離が2 km以上の7・8・9年生は自転車通学可）

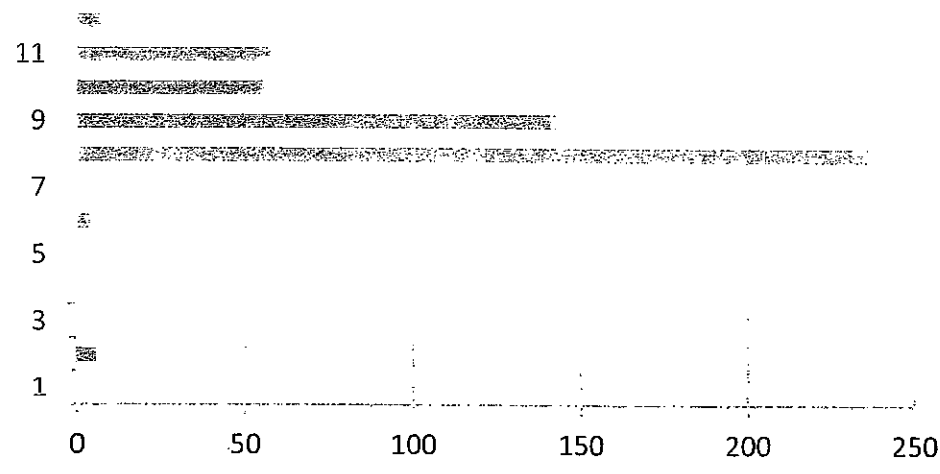
令和2年度 新入学児童生徒 指定学校変更申請理由表

	小学校(人)	割合(%)	中学校(人)	割合(%)
1 心身の疾病	0	0	0	0
2 通学経路	26	5.8	6	1.2
3 両親の就労	5	1	0	0
4 学区変更	0	0	0	0
5 従前の学校	0	0	0	0
6 事前転入	8	1.8	4	0.8
7 学校行事	0	0	0	0
8 友人関係	95	21.3	237	46.3
9 距離が近い	114	25.5	143	28
10 兄弟姉妹	187	41.8	56	10.9
11 受入れ可能	3	0.7	58	11.3
12 その他	9	2.1	8	1.5
合計	447	100	512	100
市内全体	3,626名	12.3%	3,225名	15.9%

小学校(人)



中学校(人)



区域外就学許可基準

市川市外居住者より市川市立小中学校に入学を希望する者の許可の取扱については、指定校変更許可基準のうち1、5、6、7、12を準用するほか次のすべてに該当するものとする。

1. 保護者が、その児童・生徒の通学の安全を図れるもの。
2. 児童・生徒の住居から通学を希望する学校までの通学時間が60分以内のものとする。
3. 申請期間については、最長で年度末までとし、更新は承認しないこととする。

(添 付 書 類)

1. 家族全員が記載されている「住民票」1通（申請時のもの）
2. 客観的判断をするに必要な書類を随時提出させる。

*「区域外就学願書」には、住居から通学を希望する学校までの通学時間と通学方法を具体的に明記させ、併せてその通学上の安全を保護者が図ることも明記させる。

◀

[illegible]

68

合	計	20	20	4	1	18	19	70	20	18	447
---	---	----	----	---	---	----	----	----	----	----	-----

平成31年度 在学年生徒に係る指定校変更 及び 区域外就学申請件数・理由別一覧表

《指定校変更》

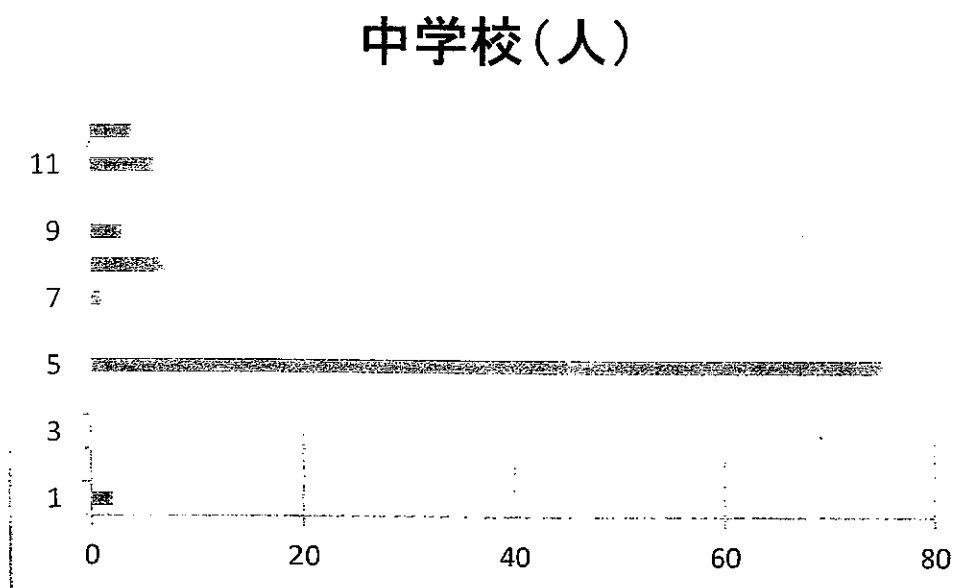
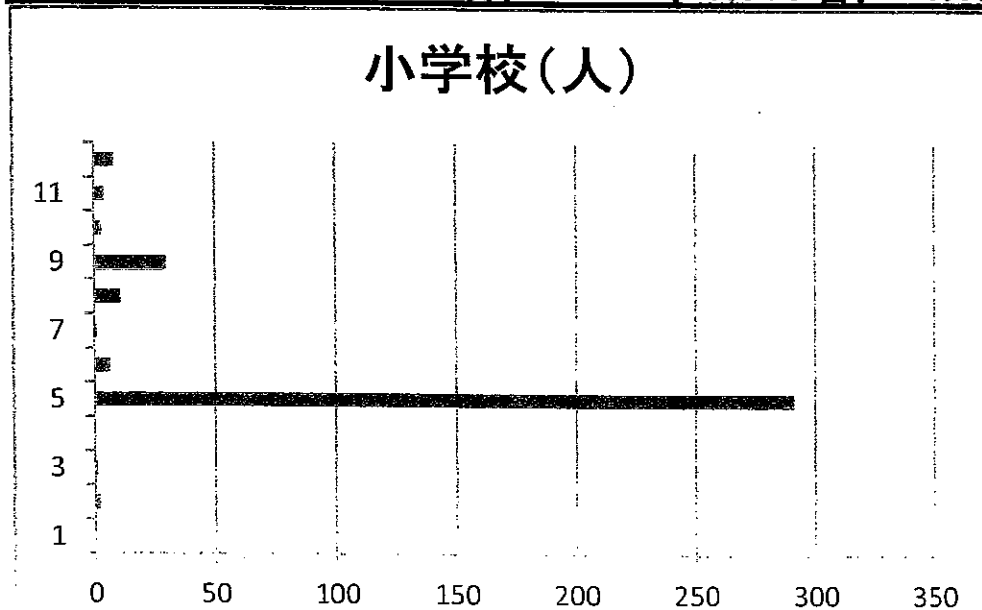
指定校→	1 一 中	2 二 中	3 三 中	4 四 中	5 五 中	6 六 中	7 七 中	8 八 中	9 下貝塚中	10 高谷中	11 福栄中	12 東国分中	13 大洲中	塩浜学園	15 南行徳	16 妙典中	合 計
↓ 希望校																	
1 一 中	2	1	1	1													6
2 二 中			2						2								4
3 三 中	1	1			4	1			3			3					13
4 四 中			1	1	2	2			2								7
5 五 中									1								1
6 六 中										4							4
7 七 中											1						8
8 八 中													4				4
9 下貝塚中					2												2
10 高谷中								2									2
11 福栄中																	2
12 東国分中			1	2													3
13 大洲中			1														4
塩浜学園				1													1
15 南行徳中										1	7	1					10
16 妙典中																	1
小 計	2	5	7	2	8	10	9	2	9	5	9	4	5	3	11	7	98

《区域外就学、その他》

希望校→	1 一 中	2 二 中	3 三 中	4 四 中	5 五 中	6 六 中	7 七 中	8 八 中	9 下貝塚中	10 高谷中	11 福栄中	12 東国分中	13 大洲中	塩浜学園	15 南行徳	16 妙典中	合 計
↓ 在住地域																	
1 船橋市	4						1										7
松戸市	3																3
浦安市																	3
千葉市													1				2
東京都	9	2					1		3			1	3				22
その他	13	2			1						1	1					19
小 計	29	4	0	0	1	0	3	0	3	1	1	2	4	0	2	6	56
就学願			1						3		2		3				11
合 計	35	9	13	7	2	4	11	8	8	3	15	5	10	5	12	18	165

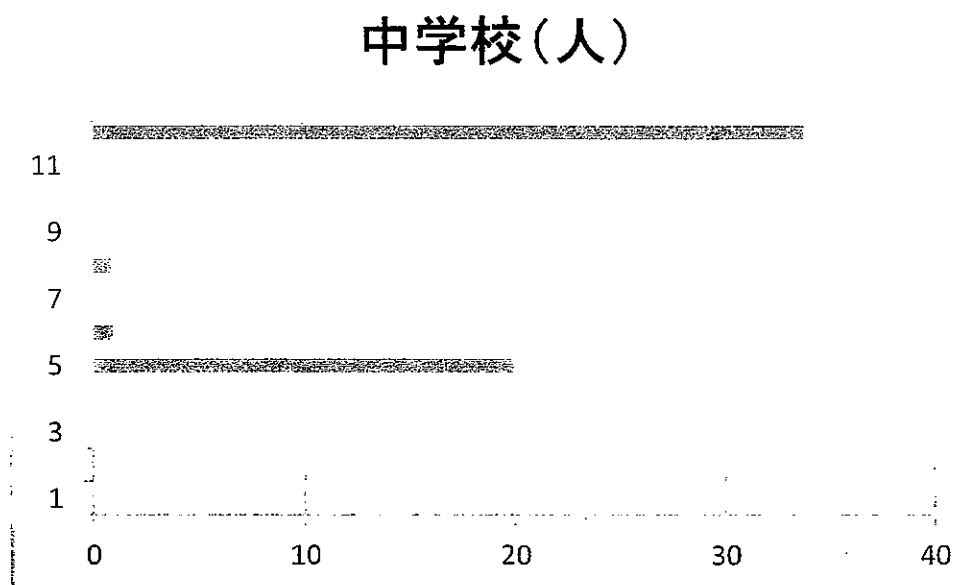
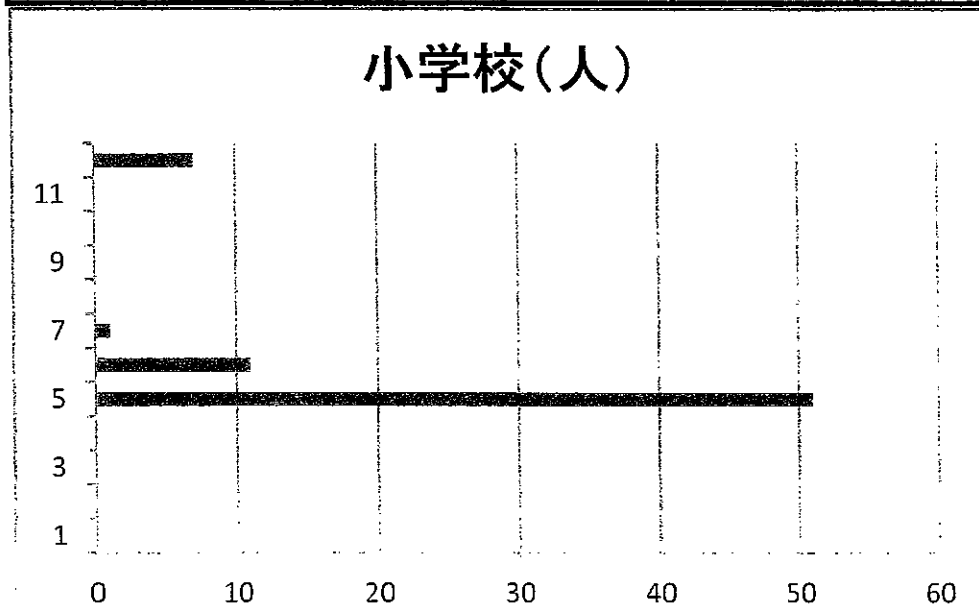
平成31年度 在学年児童生徒 指定学校変更申請理由表

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1 心身の疾病	0	0	2	2
2 通学経路	2	0.5	0	0
3 両親の就労	1	0.3	0	0
4 学区変更	0	0	0	0
5 従前の学校	291	81.5	75	76.5
6 事前転入	6	1.7	0	0
7 学校行事	1	0.3	1	1.2
8 友人関係	11	3.1	7	7.1
9 距離が近い	30	8.4	3	3
10 兄弟姉妹	3	0.9	0	0
11 受入れ可能	4	1.1	6	6.1
12 その他	8	2.2	4	4.1
合計	357	100	98	100
市内全体	21,644名	1.6%	9,309名	1.1%



平成31年度 在学年児童生徒 区域外就学申請理由表

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1 心身の疾病	0	0	0	0
2 通学経路	0	0	0	0
3 両親の就労	0	0	0	0
4 学区変更	0	0	0	0
5 従前の学校	51	72.9	20	35.7
6 事前転入	11	15.7	1	1.8
7 学校行事	1	1.4	0	0
8 友人関係	0	0	1	1.8
9 距離が近い	0	0	0	0
10 兄弟姉妹	0	0	0	0
11 受入れ可能	0	0	0	0
12 その他	7	10	34	60.7
合計	70	100	56	100
市内全体	21,644名	0.3%	9,309名	0.5%



改正

平成23年3月28日条例第4号

平成28年3月16日条例第10号

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例

題名改正〔平成28年条例10号〕

(設置)

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(任務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議するとともにその実施について建議することができる。

- (1) 通学区域の設定に関する事項
- (2) 指定された学校の変更及び区域外就学に関する事項
- (3) その他通学区域に関する必要な事項

一部改正〔平成28年条例10号〕

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員12名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により教育委員会が委嘱する。

- (1) 議会の推薦した議員 2名
- (2) 学識経験のある者 6名
- (3) 市川市立の小学校、中学校又は義務教育学校の校長 2名
- (4) 市長部局の職員 2名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(審議会の事務)

第8条 審議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(審議会の運営その他必要な事項)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の市川市立小中学校通学区域審議会条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱された市川市立小中学校通学区域審議会の委員である者は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）に、第6条の規定による改正後の市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条第1項の規定により市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された市川市立小中学校通学区域審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

○市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則

昭和58年5月14日教育委員会規則第10号

改正

昭和59年1月13日教育委員会規則第1号
昭和60年1月11日教育委員会規則第1号
昭和60年3月30日教育委員会規則第5号
昭和61年3月31日教育委員会規則第3号
昭和61年4月1日教育委員会規則第4号
昭和62年12月25日教育委員会規則第10号
昭和63年11月15日教育委員会規則第3号
平成7年12月6日教育委員会規則第7号
平成10年1月14日教育委員会規則第1号
平成11年1月13日教育委員会規則第1号
平成16年8月11日教育委員会規則第7号
平成17年4月1日教育委員会規則第5号
平成18年8月9日教育委員会規則第8号
平成28年3月31日教育委員会規則第2号
平成28年3月31日教育委員会規則第4号

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則

題名改正〔平成28年教委規則4号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立小学校等」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年教委規則4号〕

(通学区域)

第2条 通学区域は、別表のとおりとする。

(指定学校の変更の申請)

第3条 保護者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定により指定学校（住所の属する通学区域内の市立小学校等をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、指定学校変更申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

全部改正〔平成16年教委規則7号〕、一部改正〔平成28年教委規則4号〕

(指定学校の変更の決定等の通知)

第4条 学校教育法施行令第8条に規定する保護者への通知は、指定学校変更承認通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 教育委員会は、前条の規定による申請について相当と認めないときは、指定学校の変更を承認しない旨の通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請をした保護者に通知するものとする。

全部改正〔平成16年教委規則7号〕

(市内に住所を有しない者への準用)

第5条 前2条の規定は、市内に住所を有しない保護者が、就学予定者又は学齢児童若しくは学齢

生徒を市立小学校等に通学させようとするときに準用する。

一部改正〔平成16年教委規則7号・28年4号〕

(教育長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

一部改正〔平成16年教委規則7号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に行われた通学区域に関する事務及び手続きは、この規則の相当規定に基づき行われたものとみなす。

附 則 (昭和59年1月13日教育委員会規則第1号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年1月11日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の市川市立小中学校の通学区域に関する規則の規定により通学している生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月30日教育委員会規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市川市立小中学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、昭和60年3月31日において富美浜小学校第5学年及び福栄中学校第2学年に在籍する児童及び生徒並びに昭和60年4月1日以後において福栄小学校の第6学年及び南行徳中学校の第3学年に転入又は編入することとなる児童及び生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月31日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市川市立小中学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、昭和61年3月31日において第七中学校の第2学年及び第1学年に在籍する生徒並びに昭和61年4月1日以後において妙典中学校の第3学年及び第2学年に転入又は編入することとなる生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年4月1日教育委員会規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に調製された帳票類で、その用紙が現に残存しているときは、当該用紙が

残存する期間については従前の例により使用することができる。

附 則（昭和62年12月25日教育委員会規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の市川市立小中学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、昭和63年3月31日において妙典中学校の第2学年及び第1学年に在籍する生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則（昭和63年11月15日教育委員会規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和64年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の市川市立小中学校の通学区域に関する規則の規定により通学している児童の通学区域は、なお従前の例による。

附 則（平成7年12月6日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成10年1月14日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成10年2月1日から施行する。

附 則（平成11年1月13日教育委員会規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成11年3月31日において行徳小学校の第5学年及び塩焼小学校の第5学年に在籍する生徒の通学区域は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年8月11日教育委員会規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定、第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする改正規定並びに第1号様式から第3号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成17年3月31日において塩焼小学校及び妙典小学校の第1学年から第5学年までに在籍している児童の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の公布の日前に調整された様式でその用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成17年4月1日教育委員会規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成18年 8 月 9 日教育委員会規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（「別表」を「別表（第 2 条関係）」に改める部分に限る。）及び様式第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成19年 3 月31日において新井小学校の第 1 学年から第 5 学年までに在籍している児童の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月31日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日教育委員会規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する第 3 条の規定による改正前の市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則、第 4 条の規定による改正前の市川市立小学校及び中学校の出席停止の命令の手続に関する規則、第 5 条の規定による改正前の市川市立小中学校の通学区域に関する規則、第 7 条の規定による改正前の市川市奨学資金条例施行規則及び第 8 条の規定による改正前の市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

別表（第 2 条関係）

市立小学校等の通学区域

学校名	通学区域
市川小学校	市川 1、2 丁目、市川 3 丁目 1～25 番、新田 1 丁目、新田 5 丁目、市川南 3 丁目（14 番 11 号、16 号、21 号、23 号の市川パークハウス、市川セントラルハイツを除く。）
真間小学校	市川 3 丁目 26～40 番、市川 4 丁目、真間 1 丁目 6～16 番、真間 2 丁目、真間 3 丁目 3～14 番、真間 4、5 丁目、国府台 1 丁目 1～6 番、国府台 2 丁目 1～7 番、須和田 2 丁目 7～18 番、同 26～36 番、菅野 6 丁目 22～24 番
中山小学校	中山 1～4 丁目、若宮 1 丁目、若宮 2 丁目 9～11 番、北方 1 丁目 14～27 番、北方 2 丁目 11～31 番、北方 3 丁目 1～23 番、本北方 1 丁目 19～32 番、同 39～45 番、鬼越 1 丁目 19～28 番、高石神 1～33 番
八幡小学校	八幡 2～4 丁目、八幡 6 丁目 1 番、東菅野 1 丁目 1～24 番、東菅野 2 丁目 1～12 番、東菅野 3 丁目 1、2 番、菅野 1 丁目、菅野 2 丁目 1～20 番、菅野 4 丁目 1～5 番
国分小学校	国分 1～3 丁目、国分 4 丁目 7～22 番、国分 5 丁目、国分 6 丁目 1～12 番、同 14～16 番、東国分 1、2 丁目
大柏小学校	南大野 2 丁目 28～30 番、南大野 3 丁目、大野町 2、3 丁目、大野町 4 丁

	目2154～2524番地、同2595～2601番地、同2606～2762番地、同2765～2767番地、同2790～3238番地、柏井町3丁目105～174番地、大町368、369番地、同382～408番地、同477～491番地、同511～544番地
宮田小学校	市川南1丁目、市川南2丁目1～4番、同9番、市川南3丁目14番11号、16号、21号、23号(市川パークハウス、市川セントラルハイツのみ)、新田2丁目20～33番、新田3丁目19～27番、新田4丁目
富貴島小学校	八幡1丁目、八幡5丁目、八幡6丁目2～24番、同27～30番、東菅野1丁目25～33番、東菅野3丁目3～32番、北方1丁目1～13番、北方2丁目1～10番、同32～37番、本北方1丁目1～4番、同10～18番
若宮小学校	若宮2丁目1～8番、同12～28番、若宮3丁目、本北方3丁目、北方3丁目24、25番、北方町4丁目1209～1329番地、同1456～1478番地、同1649～2309番地、同2338番地、同2341番地、同2356～2369番地
国府台小学校	国府台1丁目7～13番、国府台2丁目8、9番、国府台3～6丁目、中国分4丁目、中国分5丁目7～10番、北国分1～4丁目、国分4丁目1～6番
平田小学校	平田1～4丁目、新田2丁目1～19番、新田3丁目1、2番、同7～10番、同13～16番、南八幡5丁目
鬼高小学校	鬼高1～4丁目、鬼越1丁目1～18番、鬼越2丁目、高石神34～39番、南八幡1丁目23～25番、南八幡2丁目1～20番、同22～25番
菅野小学校	真間1丁目1～5番、真間3丁目1、2番、菅野2丁目21～23番、菅野3丁目、菅野4丁目6～18番、菅野5丁目、菅野6丁目1～21番、須和田1丁目、須和田2丁目1～6番、同19～25番
行徳小学校	本行徳1～38番、末広1丁目、関ヶ島、伊勢宿、妙典3丁目1～15番、本塩、富浜1～3丁目
信篤小学校	田尻918～1028番地、田尻2丁目6～8番、田尻3、4丁目、田尻5丁目5番、同7～25番、高谷1～3丁目、原木1、2丁目、原木1854～2505番地、上妙典1336～1622番地、高谷1287～2023番地、高谷新町
稲荷木小学校	稲荷木1～3丁目、東大和田1丁目、東大和田2丁目9～18番、大和田1丁目5～16番、大和田2丁目、田尻1丁目、田尻2丁目1～5番、同9～16番、田尻5丁目1～4番、同6番、南八幡2丁目21番
南行徳小学校	相之川1～3丁目、欠真間1丁目、欠真間2丁目1～3番、同5番、同16～23番、香取1、2丁目
鶴指小学校	新田3丁目3～6番、大洲1丁目1～11番、大洲2丁目1～9番、大和田3～5丁目
宮久保小学校	宮久保3～6丁目、北方町4丁目1432番地、同1437番地の3～1444番地、同1452～1455番地、下貝塚1～3丁目、大野町1丁目1～21番地、同33番地の2、3、7、13
二俣小学校	原木3、4丁目、原木991～1004番地、同2506～2553番地、二俣新町、東浜1丁目、二俣1、2丁目、二俣360～768番地、二子飛地、本郷飛地

中国分小学校	国分6丁目13番、同17～25番、国分7丁目、中国分1～3丁目、中国分5丁目1～6番、同11～39番、堀之内1～5丁目
曾谷小学校	曾谷2丁目、曾谷4、5丁目、曾谷7丁目
大町小学校	大町1～367番地、同370～381番地、同409～476番地、同492～510番地、同545～554番地、大野町4丁目2525～2549番地、同2602～2605番地、同2763、2764番地、同2768～2789番地
北方小学校	八幡6丁目25、26番、同31～35番、東菅野4、5丁目、本北方1丁目5～9番、同33～38番、同46～50番、本北方2丁目、北方町4丁目1197～1207番地、同1330～1431番地、同1479～1563番地、同2310～2337番地、同2339、2340番地、同2344～2355番地
新浜小学校	押切、湊、湊新田、湊新田1、2丁目、行徳駅前1～3丁目、行徳駅前4丁目1～22番
百合台小学校	東菅野2丁目13～23番、宮久保1、2丁目、曾谷1丁目、曾谷3丁目、曾谷6丁目
富美浜小学校	南行徳1丁目、南行徳2丁目（2番1号を除く。）、南行徳3、4丁目、相之川4丁目、福栄4丁目1～13番、同32、33番、欠真間2丁目4番、同6～15番、同24～29番、新井3丁目
柏井小学校	柏井町1、2丁目、柏井町3丁目91～104番地、同175～226番地、同470番地、同518～674番地、柏井町4丁目、奉免町
大洲小学校	市川南2丁目5～8番、市川南4、5丁目、新田3丁目11、12番、同17、18番、大洲1丁目12、18番、大洲2丁目10～16番、大洲3、4丁目
幸小学校	加藤新田、高浜町、宝1、2丁目、幸1、2丁目、末広2丁目
新井小学校	島尻、広尾1、2丁目、新井1、2丁目
南新浜小学校	福栄2丁目、福栄4丁目14～31番、新浜1～3丁目、入船、日之出、千鳥町、塩浜1、2丁目、行徳駅前4丁目23～28番
大野小学校	南大野1丁目、南大野2丁目1～27番、大野町1丁目（1～21番地、33番地の2、3、7、13を除く。）、
塩焼小学校	塩焼1～5丁目、本行徳1133～2554番地、妙典4丁目10～17番、妙典5丁目8～24番、妙典6丁目9～16番、下妙典
稲越小学校	曾谷8丁目、東国分3丁目、稲越町
大和田小学校	大和田1丁目1～4番、東大和田2丁目1～8番、南八幡1丁目1～22番、南八幡3、4丁目
福栄小学校	南行徳2丁目2番1号、福栄1丁目、福栄3丁目
妙典小学校	下新宿、河原、妙典1、2丁目、妙典3丁目16～25番、妙典4丁目1～9番、妙典5丁目1～7番、妙典6丁目1～8番
第一中学校	国府台1丁目7～13番、国府台2～6丁目、市川1、2丁目、市川3丁目1～27番、市川4丁目、新田1丁目、新田5丁目、国分4丁目1～6番、中国分2丁目、中国分3丁目1～16番、中国分4、5丁目、北国分1～4丁目

第二中学校	国府台1丁目1～6番、市川3丁目28～40番、真間1～5丁目、平田1～2丁目、菅野1丁目19、20番、菅野2、3丁目、菅野4丁目6～18番、菅野5、6丁目、国分1～3丁目、国分4丁目7～22番、須和田1、2丁目、東国分1丁目
第三中学校	八幡1丁目1～7番、八幡2丁目、八幡3～5丁目、八幡6丁目1～24番、同27～30番、菅野1丁目1～18番、同21～27番、菅野4丁目1～5番、東菅野1～3丁目、宮久保1～2丁目、宮久保3丁目1～14番、同28～38番、宮久保4丁目、北方1丁目1～13番、北方2丁目1～10番、同32～37番、本北方1丁目1～4番、同10～18番、曾谷1～3丁目、曾谷6丁目
第四中学校	鬼越1丁目19～28番、高石神1～33番、中山1～4丁目、若宮1～3丁目、北方1丁目14～27番、北方2丁目11～31番、北方3丁目、本北方1丁目19～32番、同39～45番、本北方3丁目、北方町4丁目1649～2129番地、同2338番地、同2341番地、同2356～2369番地
第五中学校	南大野2丁目28～30番、南大野3丁目、大野町2～4丁目、柏井町1～4丁目、大町、奉免町
第六中学校	八幡1丁目8～24番、南八幡1、2丁目、鬼越1丁目1～8番、鬼越2丁目、鬼高1～4丁目、高石神34～39番、稻荷木1～3丁目、田尻1丁目、田尻2丁目1～5番、同9～16番、田尻5丁目1～4番、同6番
第七中学校	本行徳1～38番、関ヶ島、伊勢宿、下新宿、河原、押切、湊、湊新田、行徳駅前1～3丁目、行徳駅前4丁目1～22番、湊新田1、2丁目、末広1丁目、富浜1～3丁目、妙典1～3丁目、本塩
第八中学校	新田2丁目1～19番、新田3丁目1～10番、同13～16番、平田3、4丁目、大洲1丁目1～11番、大洲2丁目1～9番、東大和田1、2丁目、大和田1～5丁目、南八幡3～5丁目
下貝塚中学校	八幡6丁目25、26番、同31～35番、東菅野4、5丁目、宮久保3丁目15～27番、同39～41番、宮久保5、6丁目、本北方1丁目5～9番、同33～38番、同46～50番、本北方2丁目、北方町4丁目1197～1207番地、同1330～1432番地、同1437番地の3～1444番地、同1456～1563番地、同2130～2337番地、同2339、2340番地、同2344～2355番地、南大野1丁目、南大野2丁目1～27番、大野町1丁目、下貝塚1～3丁目
高谷中学校	田尻2丁目6～8番、田尻3、4丁目、田尻5丁目5番、同7～25番、高谷1～3丁目、高谷1287～2023番地、高谷新町、原木1～4丁目、二俣新町、二俣1、2丁目、二俣360～768番地、上妙典1336～1622番地、東浜1丁目、原木991～1004番地、同1854～2553番地、田尻918～1028番地、二子飛地、本郷飛地
福栄中学校	新浜1～3丁目、入船、日之出、行徳駅前4丁目23～28番地、欠真間1、2丁目、香取1、2丁目、福栄1～4丁目
東国分中学校	国分5～7丁目、中国分1丁目、中国分3丁目17～19番、堀之内1～5

		丁目、稲越町、東国分2、3丁目、曾谷4、5丁目、曾谷7、8丁目
大洲中学校		市川南1～5丁目、新田2丁目20～33番、新田3丁目11、12番、同17～27番、新田4丁目、大洲1丁目12～18番、大洲2丁目10～16番、大洲3、4丁目
南行徳中学校		島尻、広尾1、2丁目、新井1～3丁目、南行徳1、2丁目、相之川1～4丁目
妙典中学校		本行徳1133～2554番地、妙典4～6丁目、千鳥町、塩浜1丁目、高浜町、末広2丁目、塩焼1～5丁目、宝1、2丁目、幸1、2丁目、加藤新田、下妙典
塩浜学園	前期課程	塩浜3～4丁目
	後期課程	塩浜2～4丁目、南行徳3、4丁目

一部改正〔昭和59年教委規則1号・60年1号・5号・61年3号・62年10号・63年3号・平成7年7号・10年1号・11年1号・16年7号・18年8号・28年4号〕

様式第1号（第3条関係）

全部改正〔平成16年教委規則7号〕、一部改正〔平成18年教委規則8号・28年4号〕

様式第2号（第4条関係）

全部改正〔平成16年教委規則7号〕、一部改正〔平成28年教委規則4号〕

様式第3号（第4条関係）

全部改正〔平成17年教委規則5号〕、一部改正〔平成28年教委規則2号〕